

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症・精神障害などによつて判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助者
補助	不十分	監督人を選任する
保佐	著しく不十分	保佐人
後見	全くない	成年後見人

*援助者には、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

成年後見制度についてのお問い合わせ先

成年後見制度についてのご相談は	各市区町村の 地域包括支援センター *障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市區町村が委託した指定相談支援事業者となりますので、ご注意ください。	日本司法支援センター（法テラス） http://www.houterasu.or.jp/ 法的トラブルで困った時には 法テラス 0570-078374 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00 *国定電話でつながります。 *IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。 *ウェブサイトから、電子メールによる問い合わせも受け付けています。	日本公證人連合 TEL 03-3502-8050 http://www.koshonin.gr.jp/ または 全国公証役場	裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト） http://www.courts.go.jp/koukenp/検索▶ *成年後見の申立てを立てるための手續、必要書類、費用等については
任意後見契約については	法的なトラブルを解決するために役立つ法制度情報や最も適切な相談窓口の情報については	日本公證人連合 TEL 03-3502-8050 http://www.koshonin.gr.jp/	または 全国公証役場	裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト） http://www.courts.go.jp/koukenp/検索▶ *成年後見の申立てを行ったための手続にあります。また、家庭裁判所の所在地や電話番号を掲載しています。



成年後見制度を利用される方のためにに

流れの 手続



●**補助／保佐／後見**
の開始の申立て



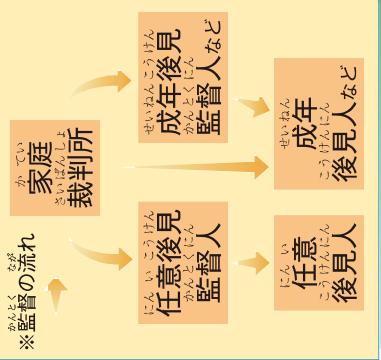
[申立て時に提出していただくもの]

- ・申立書
- ・診断書
- ・申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- ・登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- ・郵便切手
- ・本人の戸籍謄本

判断能力が十分ではない方が
たとえば…

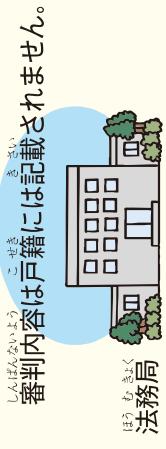
- ・家を売りたいとき
- ・福祉サービスを受けたいとき
- ・遺産分割をしたいとき

ひとり1人でするには不妥がある。
ひとり1人ではできない。



◎身の回りに配慮しながら
財産を管理します。

成年後見登記



審

判



★裁判所から事情をお尋ね
することがあります。



★本人の判断能力について
鑑定を行うことがあります。
（別途費用がかかります。）

*申立て後は、裁判所の許可を得なければ取引
下げることはできません。

判断能力が不十分になつたとき

任意後見契約
公正証書に
公認場

よつて行います。

